

治山工事共通特記仕様書(昭和 58 年6月2日付け 58 前治第 311 号)の一部改正について 新旧対照表

新	旧
<p>第1章 総則 第1節 通則 (適用範囲) 第1条～第17条 〔略〕</p> <p>(情報共有システムについて) 第18条 情報共有システムの実施に当たっては次によるものとする。 <u>(1) (削除)</u> <u>(1)</u> 情報共有システムの利用は、「森林整備保全事業の工事並びに調査、測量、設計及び計画業務における受発注者間の情報共有システム実施要領」によるものとする。 ※実施要領:https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/sinrin_doboku/attach/pdf/sinrin_doboku-30.pdf <u>(2)</u> 受注者は、発注者から運用上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合は、これに協力しなければならない。 <u>(3)</u> 費用(登録料及び使用料)は、共通仮設費率(技術管理費)に含まれる。</p> <p>第19条～第44条 〔略〕</p>	<p>第1章 総則 第1節 通則 (適用範囲) 第1条～第17条 〔略〕</p> <p>(情報共有システムについて) 第18条 情報共有システムの実施に当たっては次によるものとする。 (1) 情報共有システムの利用を要望する場合には、受注者が発注者に申し出を行うこととする。 (2) 情報共有システムの利用は、「森林整備保全事業工事における受発注者間の情報共有システム実施要領」によるものとする。 ※実施要領: https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koubai-nyuusatu/ (3) 受注者は、発注者から運用上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合は、これに協力しなければならない。 (4) 費用(登録料及び使用料)は、共通仮設費率(技術管理費)に含まれる。</p> <p>第19条～第44条 〔略〕</p>

附則 この治山事業共通特記仕様書の一部改正は、令和5年3月15日以降に公告する治山工事から適用する。